

「LEC 桜島道場 6科目究極FINALチェック!」から  
第46回社労士試験【選択式】厚年法 空欄A及び空欄Bの出題が **的中** しました!!



LEC教材掲載内容(抜粋)

[RU14327 p.44]

<6科目 究極FINALチェック! 国年法-No.41>

41. 積立金の運用は、大臣が(①年金積立金管理運用独立行政法人 ②財政融資資金)に対し、積立金を(①寄託 ②預託)することによって行う。

☆<厚年>と同じ。

(解答 ①年金積立金管理運用独立行政法人)

(解答 ①寄託)

本試験出題はこうでした!

第46回 社労士試験 問題  
【選択式】 厚生年金保険法 【空欄A及びB】

1 年金特別会計の厚生年金勘定の積立金(以下「積立金」という。)の運用は、厚生労働大臣が、厚生年金保険法第79条の2に規定される目的に沿った運用に基づく納付金の納付を目的として、 に対し、積立金を  することにより行うものとする。

(解答  → ⑩年金積立金管理運用独立行政法人)

(解答  → ⑪寄託)

的中!